

♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡
♡ お知らせコーナー ♡
♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡♡
赤い羽根共同募金

10月1日から「あなたのまちの福祉活動を支えるために」をスローガンに、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に展開されています。大津島地区自治会連合会でも募金活動を行っていますのでご協力をお願いします。

一般募金 10月1日～12月31日

歳末助け合い募金 12月1日～12月31日

大津島文化祭

11月7日（日）大津島中学校で開催します。内容は、幼稚園児・小学生・中学生・一般作品展示とステージ発表、ソプラノとピアノの演奏（ソプラノ内河良江、ピアノ荒尾由紀子）、婦人会のバザー等です。会場への車も運行されますので、隣近所お誘い合わせて多数参加下さい。

回天追悼式

11月14日（日）回天碑前で、回天烈士並びに回天搭載戦没潜水艦乗員の追悼式が執り行われます。

ポテト健康マラソン大会拡大実行委員会

11月16日（火）ふれあいセンターで、ポテトマラソン大会運営確認のため全役員による大会前最終打合せが行われます。

ポテト健康マラソン大会

大会スローガン…潮風に背中を押されてゴールイン （佐古秀子）

12月7日（日）第15回大津島ポテト健康マラソン大会が大津島小学校を主会場に開催されます。マラソン大会に伴い市道の交通規制（馬島～大津島小学校～本浦）が行われますのでご協力下さい。又、ウォーキングの部（大津島小学校～砲台山）も実施されますのであわせて通行の安全にご協力下さい。

☆参加申込み状況（10/26現在） 選手505名、同伴観覧者184名

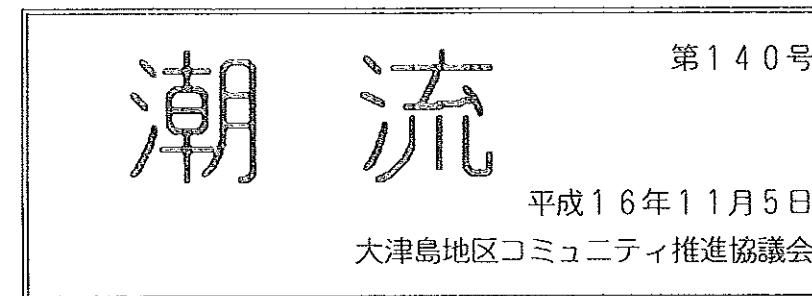
2kmの部（小学生）80名 5kmの部（一般）36名

ファミリーの部 40組 5kmの部（熟年）24名

3kmの部（中学生）14名 11kmの部 91名

3kmの部（一般）36名 ウォーキング 131名

◎編集後記…限られた紙面ですが、地域の皆さんに役立つ記事を掲載したいと考えています。情報、ご意見などお寄せ下さい。



賀辰やかに“秋祭り”

紅葉の10月、大津島の各地で五穀豊穫を願い秋祭りが繰り広げられました。

ここ、本浦地区の秋祭りには地区に古くから伝えられている伝統芸能の「大津長持ち唄」も繰り出しました。保存会の面々が長持ち唄に合わせて「おーおーそうじゅろうそうじゅろう」と威勢のいい掛け声を掛けながら、ユーモラスで独特の体の振り・足の運びで練り歩くと、飾りたてられ・肩に担がれた米俵が大きく揺されました。その様が又、面白おかしく沿道の観客から盛んな拍手が送られました。

祭りは、神官の神楽舞の奉納や餅まきと続き、秋晴れの一日を地域の皆で楽しみました。



受賞おめでとうございます。

去る、10月28日海峡メッセ下関において、県下の社会福祉関係者1,200名が一堂に会して開催された第54回山口県総合社会福祉大会の席上、大津島地区的民生・児童委員の安達守夫さんは永年その職務に精励し、功績が顕著であるとして山口県知事から社会福祉事業功労者として表彰されました。

又、大津島地区老人クラブ連合会（会長：古城久槌）は須金地区と共に交流事業が認められて山口県老人クラブ連合会長から表彰されました。

台風ゴミの収集について

このたびの台風18号（9月7日）により大津島地区でも一般的な住居や公共施設等が大きな被害を受けました。復旧にあたられている皆様ご苦労さまです。

この台風の被害によって発生した大量のごみを処理するため、場所を指定しての特別収集が実施されておりましたが、このほど漸く台風ゴミの収集を終えることが出来ました。ご協力ありがとうございました。この後、出される台風ゴミは分別し・定期収集出来る状態にして、収集日程に従って出して下さい。

◎もう一度確認！しましょう。

※エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機は定期収集に出すことは出来ません。エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機を処分するときは家電リサイクル法（平成13年4月施行）に基づき次の方法で処分しましょう。

1. その製品を購入した小売店か、同じ種類の製品を買おうとしている小売店に連絡します。

2. 小売店に引き取ってもらう時に料金を支払います。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

3. 小売店で引き取ってもらえない場合は、次の方法で処分しましょう。

※郵便局に備えつけのリサイクル券に必要事項を記入し料金を振り込みます。

(1)市へ収集運搬を依頼する場合⇒市清掃事務所（☎28-0019）へ電話で申込みして下さい。収集運搬料金等が必要な場合があります。

(2)自分で指定引取場所へ運ぶ場合⇒引取場所はリサイクル家電製造業者によつて異なりますのでご注意下さい。…Aグループ（有）星山商店☎0833-71-1375

光市浅江7-10-12、…Bグループ山九（株）周南支店下松倉庫☎0833-43-3539
下松市生野屋南2-1-1 お問い合わせ 周南市廃棄物リサイクル課☎22-8303 へ

道路交通法の一部改正が施行

されました。！

平成16年6月9日に道路交通法の一部改正が行われ、このうち携帯電話等の使用、飲酒運転の呼気検査の拒否や騒音運転等の改正については11月1日から法律が施行されました。

☆運転中に携帯電話で通話やメールをすれば罰則の対象になります。

○自動車等を運転中に携帯電話等を手に持って……通話のために使用したり・液晶画面を注視したりすると罰則の対象に（5万円以下の罰金）※交通の危険を生じさせた場合は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金となります。

☆飲酒運転の呼気検査拒否の罰則が強化されます。

○今まででは5万円以下の罰金でしたが、30万円以下の罰金となります。

☆集団暴走行為・騒音運転等・消音器不備の規制が強化されます。

○集団暴走行為……2年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

○騒音運転等に罰則と反則金が導入されました。

秋の火災予防運動

11月9日～11月15日までの7日間に秋の火災予防運動が実施されます。

これらの季節は、空気が非常に乾燥し火を使用する機会等も多くなり火災が発生しやすくなります。火の取扱いには十分注意し、皆で“火の用心に心がけ”火災のない明るい町をつくりましょう。

中央第15分団消防訓練

中央第15分団第1・2支部では合同消防訓練を下記のとおり実施しますのでご協力下さい。

○日 時 11月14日（日）午前9時30分～

○場 所 大津島馬島フェリー乗り場上の山林と大津島小学校上の山林

○想 定 入山者の火の不始末により二箇所より、ほぼ同時刻に出火、第1支部に出動要請する。

○消火活動 第2支部積載車は、フェリー乗り場の消火栓を使用

第1支部刈尾積載車は、小学校の消火栓を使用

第1支部本浦積載車は、回天下の消火栓を使用